

関係各位：

2021年3月22日

経営支援NPOクラブ事務局長

4月のNPOクラブ事務所(神田)運営について

首都圏の緊急事態事態宣言については3月21日で終了することとなりました。未だ変種ウイルスへの警戒は解けず、ワクチン接種も遅れている状況で、外出の自粛やテレワークの継続が求められています。4月のNPOクラブ事務所運営等については、3月22日の企画委員会で下記の通りとする事決定致しましたので、ご連絡致します。

1. NPO事務所：水曜日の完全閉鎖は終了とし、週5日OPENとする。
開所時間はラッシュアワーを避け、10時30分～16時00分とする。
 - ・ 高齢者の組織であり、交通機関での感染リスクも高いところから、事務所での打合せはなしとする。
 - ・ 万やむをえない事情により事務所を利用する場合も個人単位とし、事前申請の厳守をお願い致します。
2. 大人数会議：理事会、企画委員会、業務推進委員会、各グループ定例会、研究会等については全てWeb会議とする。
3. 内外少人数会議：Web会議を原則としますが、例外的に外部とリアルでの会議・企業訪問等が必要な場合は、企画委員会への事前申請ベースとします。
4. 外部との折衝：極力リアル接触を避け、電話・Web等での折衝をお願いします。

以上